

刊行にあたって

金融機関が顧客から支持される条件の1つに、個々の行職員が「高いレベルで金融知識・技能を身につけていること」があげられます。このような事情を背景として、銀行業務検定試験は、金融取引におけるさまざまな知識および技能に関する各種検定試験を実施することで、それぞれの習得度合いを判定しています。

「銀行業務検定試験・税務2級」は、所得税・相続税・法人税などを中心に、顧客からの税務相談に対応できる程度の実践的な税務知識について、その習得度合いを判定するための記述式の試験です。したがって、解答にあたっては、いかにわかりやすく簡潔に文章をまとめるかが問われます。そのためには、十分な税務知識を必要とすることはもちろん、過去の出題傾向に即した練習問題を実際に何度も解き、書いてみるのが大切でしょう。したがって、本書は出題の意図・ポイントを的確に把握したうえで文章をまとめ、または計算する点に配慮して編集されています。

なお、過去の問題（最新7回分）については、「税務2級問題解説集」に収録してあります。本書とあわせて有効に活用することにより、「銀行業務検定試験・税務2級」に合格され、よりいっそう日常業務に邁進されることを祈念して止みません。

2018年10月

経済法令研究会

※本書は、従来の「受験対策シリーズ」から「公式テキスト」に名称変更したものです。

※本書は、2018年10月1日時点の法令にもとづいて記述しています。

目 次

- | | | | |
|---|-------------------|---|----------------|
| 1 | 記述式答案の書き方 | ◆ | 税務2級出題範囲 |
| 2 | 答案の具体例(良い例・良くない例) | ◆ | 出題項目別一覧(過去7回分) |
| 3 | 他書との関連 | ◆ | 平成32年以降の改正内容等 |
| | | ◆ | 所得税等の各種速算表 |

所得 税

- 本編のガイド2
- 1 所得税額計算の一巡4
- 2 金融商品等の課税方式19
- 3 株式等の課税関係37
- 4 同一生計親族に対する対価の支払58
- 5 不動産の賃貸69
- 6 青色申告の特典79
- 7 損益通算88
- 8 納付税額の計算99
- 9 借地権の設定と課税関係109
- 10 資産の譲渡と課税方式～収用等～121
- 11 居住用財産の買換え・特別控除131
- 12 所得控除・税額控除142

相続 税・贈与 税

- 本編のガイド156
- 13 相続税額計算の一巡158
- 14 相続人の範囲168
- 15 相続税の課税財産・非課税財産179
- 16 債務控除187

17	生前贈与加算・贈与税額控除	195
18	配偶者に対する相続税額の軽減	205
19	家屋・宅地等の評価方法	214
20	小規模宅地等の評価特例	223
21	一般的な財産の評価	232
22	取引相場のない株式の評価	240
23	贈与税額計算の一巡	250
24	住宅取得や教育、結婚・子育て資金にかかる非課税特例	260
25	相続時精算課税制度	274
26	贈与税の配偶者控除・負担付贈与等	281

法人税

○本編のガイド	290	
27	課税所得金額・法人税額計算の一巡	292
28	租税公課の取扱い	305
29	交際費・寄附金の取扱い	314
30	受取配当等の益金不算入額	325
31	役員給与の取扱い	334
32	貸倒引当金の取扱い	345
33	減価償却	354

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。

（ホームページ [書籍・定期刊行誌TOP](#)の下部の[追補・正誤表](#)）

所得税

本編のガイド 重要項目の要点整理—ここがポイント！

所得の種類

- ・ 利子所得（特定公社債等の場合）
……株式等の譲渡損との損益通算を中心に整理しよう！
- ・ 配当所得（上場株式等の場合）
……課税方式・譲渡損との損益通算を中心に整理しよう！
- ・ 配当所得（一般株式等の場合）
……源泉徴収税率と申告不要制度がメイン
- ・ 不動産所得……貸付規模と経費の関係が大切！
- ・ 事業所得……同一生計親族への支払は経費になる？
- ・ 一時所得……満期保険金／他

譲渡所得

- ・ 特定公社債等の譲渡……損益通算と特定口座の関係は？
- ・ 株式等の譲渡……課税の原則と上場株式等の特例は基本！
譲渡損と上場配当所得の損益通算も必須の知識！
- ・ 所得の計算……株式等の場合と不動産の場合をメインに覚えよう！
- ・ 不動産の譲渡……長短区分／取得費と譲渡費用の理解を確実に！
- ・ 課税の特例……譲渡損失の取扱い／買換え／
3,000万円特別控除 ⇒すべて重要なテーマ！
- ・ 税額の計算……長期と短期／軽減税率／他

各種控除

～所得控除～

- ・雑損控除……計算の仕方を確実に！
- ・医療費控除……セルフメディケーション税制との関係は？
- ・社会保険料控除……生命保険料との区別が大切！
- ・生命保険料控除……旧保険料・新保険料のどっち？
- ・寄附金控除……ふるさと納税も対象
- ・配偶者控除……配偶者特別控除との関係は？
- ・扶養控除……年齢による控除額の違いを覚えよう！
- ・基礎控除……設例文中に明示がない場合に注意／他

～税額控除～

- ・配当控除……計算の仕方／他

各種の特例

- ・特定公社債等の課税の特例を覚えよう！
- ・上場株式等の課税の特例を覚えよう！
- ・固定資産の交換の特例……計算の仕方を確実に！
- ・居住用財産の課税の特例……買換えと3,000万円特別控除あり
- ・収用等の場合の課税の特例／他

所得税額計算の一巡

出題【18年・問1／17年・問1／16年・問1／15年・問3／14年・問1／13年・問1／12年・問1】

基本問題

甲は物品販売業を営む青色申告者であり、平成30年分所得税額の計算に必要な資料は、次のとおりである。

1. 収入・経費などに関する資料

- (1) 物品販売業による総収入金額 1,200万円／必要経費 1,300万円
- (2) 貸室（2室）による総収入金額 240万円／必要経費等 110万円
（注）必要経費等のなかには、青色申告特別控除額65万円を含んでいる。
- (3) 生命保険契約にもとづく満期一時金
総収入金額 500万円／支払保険料 300万円
（注）保険期間は15年であり、保険料負担者・受取人はともに甲である。
- (4) N I S A口座にかかる上場株式の配当金収入 1万円
- (5) 所有期間10年の土地（更地）を売却したことによる収入金額 2,000万円
（注）取得費は1,500万円であり、譲渡費用として70万円を支出した。

2. その他の資料

- (1) 前年分に生じた純損失の金額 25万円
（注）総所得金額の計算上生じた（青色申告書を提出している）金額である。
- (2) 所得控除の合計額 210万円

〔質問〕生命保険契約にもとづく満期一時金の所得分類について、次のうち正しいものを指摘するとともに、その所得の金額を計算過程を明示のうえ算出してください。

- (1) 退職所得
- (2) 一時所得
- (3) 雑所得

6 所得税

問題理解と解答作成ポイント

所得税は、個人の1年間（1/1～12/31）に生じたすべての所得（非課税所得を除く）に対して課税される。ただし、所得の発生態様（発生原因）によっては、必要経費の範囲や担税力（税負担能力）に差異があるため、所得税法において所得を10種類に区分し、その区分された所得ごとに各種所得の計算方法および課税方法を個別に定めることにより、課税上の公平を図っている。

1 所得の分類

所得税法では、図表1-1のような10種類に所得を分類し、それぞれの計算方法を定めている。

〈図表1-1〉 所得の種類と計算方法

所得の種類	所得の計算方法
利子所得(所23)	所得の金額＝収入金額
配当所得(所24)	所得の金額＝収入金額－元本取得に要した負債の利子
不動産所得(所26)	所得の金額＝総収入金額－必要経費
事業所得(所27)	所得の金額＝総収入金額－必要経費
給与所得(所28)	所得の金額＝収入金額－給与所得控除額
譲渡所得(所33)	所得の金額＝総収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額(50万円)
一時所得(所34)	所得の金額＝総収入金額－支出した金額－特別控除額(50万円)
雑所得(所35)	所得の金額＝ $\left(\begin{array}{l} \text{公的年金等} \\ \text{の収入金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{公的年金等} \\ \text{控除額} \end{array} \right) + (\text{総収入金額} - \text{必要経費})$
退職所得(所30)	所得の金額＝ $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$
山林所得(所32)	所得の金額＝総収入金額－必要経費－特別控除額(50万円)

2 非課税所得

非課税所得とは、法律などの規定により、課税所得から除外される所得をいう。したがって、非課税所得には所得税が（住民税も）課税されない。反対に、非課税所得に損失が生じた場合であっても、その損失はなかったものとみなされる。

(1) 所得税法の規定により非課税とされる主なもの

- ① 給与所得者の通勤手当（月額15万円が限度）
- ② 生活用動産（家具・什器・衣類など）の譲渡による所得
 - ※ 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属や書画骨董などの譲渡による所得は課税される。
- ③ オープン型証券投資信託の特別分配金
- ④ 損害保険契約等にもとづく保険金・給付金で、身体の傷害・資産の損害に基因して本人・配偶者・直系血族などが支払を受けるもの
 - ※ 資産の損害からは、棚卸資産等の損失について支払を受けるもので、事業所得などの収入金額に代わる性質を有するものを除く。

〔上記④の計算例〕

自己所有の事業用倉庫が火災により焼失した場合

損害保険の保険金受取額	100万円
火災消失直前の帳簿価額	170万円

上記の計算例において、非課税所得は受取保険金の100万円である。ただし、各種所得（事業所得など）の計算上必要経費に算入される火災損失額は、直前の帳簿価額170万円から非課税所得である受取保険金100万円を差し引いた70万円（170万円－100万円）とする点に注意が必要である。

なお、直前の帳簿価額が100万円で受取保険金が170万円のときには、必要経費に算入される火災損失額はなく（0円）、受取保険金のうち帳簿価額を上回る70万円が非課税所得となる。

(2) 租税特別措置法の規定により非課税とされる主なもの

- ① 納税準備預金の利子（目的外引出の日の属する利子計算期間対応分の利子は課税される）
- ② 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子（下記③を含めた元本550万円が限度）
- ③ 勤労者財産形成年金貯蓄の利子（上記②を含めた元本550万円が

〈執筆協力〉
安井 誠（税理士）

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。

（ホームページ [書籍・定期刊行誌TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#)）

銀行業務検定試験 公式テキスト 税務2級 2019年3月受験用

2018年11月27日 第1刷発行

編 者 株経済法令研究会

発 行 者 金 子 幸 司

発 行 所 株経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話 代表03-3267-4811 制作03-3267-4897

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

制作／経法ビジネス出版(株)・栗林貴子 印刷／日本ハイコム(株) 製本／(株)ブックアート

©Keizai-hourei kenkyukai 2018

ISBN978-4-7668-4350-7

経済法令研究会のホームページ
<https://www.khk.co.jp/>

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。